

**お知らせ**

記者発表資料	平成27年8月27日
配布日時	14:00

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ 鳥取県政記者会 島根県政記者会 岡山県政記者クラブ  
 広島県政記者クラブ 山口県政記者会 山口県政記者クラブ  
 山口県政滝町記者クラブ 中国地方建設記者クラブ

9月1日から10日は「**屋外広告物適正化旬間**」  
 ～屋外広告物の適正化のため、取組を実施します～

国土交通省では、9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」に設定し、屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発、違反屋外広告物に対する国民や企業の意識啓発等を推進しています。

本年度も関係団体と連携しつつ、全国において様々な活動が行われます。中国地方においても、行政や市民ボランティアによる違反屋外広告物の除去や、屋外広告物の適正化に向けた普及啓発のための広報等の取組が行われる予定です。

- ・平成27年度のイベント等の主な取組予定（別紙1のとおり）
- ・平成26年度のイベント等の取組事例（別紙2のとおり）

※屋外広告物の制度についての国土交通省のホームページはこちらから  
 →<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/koukoku/seido/index.htm>



平成26年度 広島市での取組事例



平成26年度 倉吉市での取組事例

<b>&lt;問い合わせ先&gt;</b>			
中国地方整備局	082-221-9231	(代表)	(平日・昼間)
【担当】 建政部 計画・建設産業課長	岩 風	い わ ぶ ね	真 哉 (内線 6121)
建政部 計画・建設産業課長補佐	風 呂	ふ る ぶ	美 孝 (内線 6123)
【広報担当窓口】 広報広聴対策官	平 川	ひ ら かわ	雅 文 (内線 2117)
企画部 環境調整官	田 尾	た の	和 也 (内線 3114)

【平成27年度のイベント等の主な取組予定一覧】(実施済みのものを含む)

別紙1

都道府県	市町村	日時	イベント等の名称	場所	主催	後援	イベント等の概要
広島県	福山市	7月24日	2015年度 第2回クリーン作業	市内各所	福山市	-	簡易除却・口頭指導
広島県	広島市	9月5日	路上違反広告物除却推進団体活動	市内	広島広告美術協同組合	広島市ほか	条例の普及啓発、条例違反に対する広告物の是正指導
岡山県	岡山市	10月5日～6日	平成27年度路上違反屋外広告物一斉指導	市内	岡山市	-	条例の普及啓発、道路上に出ている立看板、のぼり旗等の是正指導
鳥取県		9月下旬	安全セミナー	倉吉市内	鳥取県広告美術業協同組合	鳥取県、鳥取県屋外広告士会、鳥取県広告美術技能士会ほか	建築設計の専門家による講演ほか

自治体名	広島市
日時	平成26年9月6日(土)7:30~9:00
イベント等の名称	路上違反広告物除却推進団体活動
場所	広島市中心部
テーマ	組合員の遵法精神を高め、かつ広告スポンサー及び市民へ啓発を推し進めること
主催	広島広告美術協同組合
後援	広島市ほか
イベント等の概要	条例の普及啓発、条例違反に対する広告物の是正指導

<活動の様子>

2班に分かれて出発し、通りに掲出されている違反広告物（主に突出し看板、立看板について）の実態調査と掲出者への啓発、放置物の撤去などを行った。



自治体名	広島県福山市
日時	2014/7/30(水)
イベント等の名称	2014年度 第2回クリーン作業
場所	福山市内各所
テーマ	
主催	福山地区道路環境クリーン協議会(国交省福山河川国道事務所, 広島県東部建設事務所, 福山東警察署, 福山北警察署, 福山市, NTT福山支店, 中国電力福山営業所, 広島県東部広告美術協同組合)
後援	
イベント等の概要	①簡易除却・口頭指導 市中心部の国道, 県道, 市道を巡回し, 違反広告物を簡易除却, 口頭指導

自治体名	鳥取県倉吉市
日時	2014/9/1(月) 午前10時～11時30分
イベント等の名称	屋外広告物パトロール
場所	倉吉市内(倉吉駅前)
テーマ	屋外広告物に対する市民の関心を高め、良好な景観形成と維持を図る
主催	倉吉市、鳥取県広告美術協同組合
後援	
イベント等の概要	<p>①市民および沿道店舗へのビラ配布</p> <p>倉吉駅前の県道沿いを市民及び沿道店舗に啓発ビラを配布しながらパトロールを実施。あわせて、道路上のゴミの清掃を行った。</p>



[倉吉市啓発ビラ]

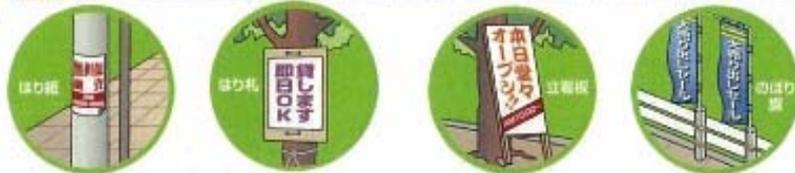
平成26年度「屋外広告物適正化旬間」強調運動

# 違反広告物をなくす運動

～違反広告物をなくし 美しい町に～ 

道路などに掲出される違反広告物は、まちの景観を損ね、通行者への障害物となるなど、安全面からも問題です。さらには、これらの違法広告物の多くは、青少年の健全育成に悪い影響を与えることがあり、社会的な面からも大きな問題となっています。この運動は、市と関係機関が一体となって違反広告物を排除し、美しいまちの景観の確保と安全で快適なまちづくりを図ろうとするものです。

- 屋外広告物適正化旬間：平成26年9月1日(月)～平成26年9月10日(水)
- 屋外広告物パトロール：平成26年9月1日(月) 倉吉駅周辺
- 主催者：倉吉市・鳥取県広告美術業協同組合



- ・電柱や街路樹などに広告物(はり紙、はり札、立看板、広告旗など)を掲出するのは違反です。
- ・道路には広告物を掲出できません。(不法占用物件)

問い合わせ：倉吉市役所 景観まちづくり課都市計画係 電話 (0858) 22-8175